

譲渡人(貸人) \_\_\_\_\_

譲受人(借人) \_\_\_\_\_

### 農地法第3条の規定に係る資格審査依頼

今般、私ども(農地所在) \_\_\_\_\_ (地番) \_\_\_\_\_ (地目) \_\_\_\_\_

(面積) \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>の農地について(権利) \_\_\_\_\_ を \_\_\_\_\_ したく許可申請します。

※ 代替地の場合、処分した農地の所在、地番、面積、所有者を下段に記入すること。

(所在) \_\_\_\_\_ (地番) \_\_\_\_\_ (地目) \_\_\_\_\_ (面積) \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>(所有者) \_\_\_\_\_

#### ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 農地法第3条の規定に係る資格審査等報告書 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

	有(可)	無
1 権利を取得しようとする農地に他の権利者がいる場合、その権利者以外の者に所有権を移転しようとするのではないか。		
2 権利を取得しようとする農地が正式な小作地である場合、地主と小作人との間に農地法第18条の規定による双方和解の合意解約をしているか。		
3 権利を取得しようとする農地について農地法第3条の目的どおり耕作され、適正な維持管理が行われると認められるか。		
4 権利を取得しようとする農地について権利取得者の他、その世帯員が耕作できるのか。		
5 権利を取得しようとする者が市外在住の場合、通作距離、時間、経営状況、世帯員の耕作従事日数等を考え合わせ取得しようとする農地を効率良く耕作できるか。		
6 過去において権利を取得しようとする者が所有する農地および、農地法3条の許可で権利を取得した農地について適正な農業経営を営まず、農地の荒廃、無届けの客土、違反転用をおこなった経過がないか。		
7 権利を譲渡しようとする者がその譲渡しようとする農地を前に、農地法第3条の規定により権利を取得してから3年未満ではないか、または、3年以上経過しても上記7の項に該当しないか。		

農地法第3条の規定に係る資格審査の調査結果を上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

地区農業委員 \_\_\_\_\_ 印